

G7 共同声明ーグローバルミニマム課税に向けた動向

Issue 68, June 2021

In brief

G7 財務相会合は、2021 年 6 月 5 日、大規模な多国籍企業の利益の一部を市場国に再配分することを可能にする新しい課税権の創設(「第 1 の柱」)および少なくとも 15%のグローバルミニマム課税(「第 2 の柱」)を導入するために、G20/OECD BEPS 包摂的枠組みを通じて進められている努力を強く支持するとの共同声明を発表しました。

In detail

共同声明において、G7 財務大臣は、大規模で高利益の多国籍企業について 10%の利益率を上回る利益のうちの少なくとも 20%に対する課税権を市場国に与える課税権の配分に関する公平な解決策に至るとともに、新たな国際課税ルール適用とすべての企業に対するすべてのデジタルサービス税(DST)およびその他の関連する類似の税制措置の廃止の間で適切な調整を行うことにコミットし、また、国別での 15%以上のグローバルミニマム課税にコミットするとしています。

次の合意に向けた重要な試金石は、2021 年 6 月末に開催される OECD 包摂的枠組会合および 7 月 9-10 日にベネチアで開催される G20 財務相・中央銀行総裁会議になります。G20 における決定は OECD プロジェクトの前進に大きな影響を与えることとなりますが、DST の廃止といった問題を含む未だ解決されていない加盟国間の立場の相違に鑑みれば、どこまで詳細な合意に至ることができるかについては不透明な状況です。

また、2021 年 6 月末の OECD 包摂的枠組会合および 7 月の G20 財務相・中央銀行総裁会議での合意があっても、重要かつ技術的な制度設計の詳細についてコンセンサスを得るには更なる議論・検討を要するものと想定されます。さらに、新しいルールが実際に施行されるには数年かかる可能性があり、各国での施行のタイミングおよび新しいルール適用と DST の廃止との整合など、グローバルに従事する納税者にとってはさらなる複雑性に直面する可能性も予想されます。

詳細は、以下 PwC Tax Policy Alert(英語)をご参照ください。

[G7 Finance Ministers commit to Pillars One & Two, including global minimum tax rate of 'at least' 15%](#)

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

顧問
岡田 至康

パートナー
白土 晴久

ディレクター
城地 徳政

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.